

速報！さくらユウワ通信

キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」

令和5年10月20日より、キャリアアップ助成金の手続きが開始されました。

キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」とは、短時間労働者が社会保険(厚生年金保険・健康保険)の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取り組みを行った事業主に対して、労働者1人あたり最大50万円(申請人数上限なし)の支援を行うものです。パート・アルバイトで働く方が「年収106万の壁」を意識せずに働ける環境づくりを後押しします。

社会保険適用時処遇改善コースの概要

① 手当等支給メニュー(手当等により収入を増加させる取組)

要件	1人当たりの助成額	
	中小企業事業主	中小企業事業主以外
(1)(1年目) 賃金の15%以上分を労働者に追加支給	20万円	15万円
(2)(2年目) 賃金の15%以上分を労働者に追加支給するとともに、3年目以降、以下の(3)の取り組みを行う	20万円	15万円
(3)(3年目) 賃金の18%以上を増額させていること	10万円	7万5千円

(1)(2)は、一時的な手当(社会保険適用促進手当等)による支給も可。社会保険適用促進手当として支給した手当は、社会保険料の算定の基礎から除外されるため、労使双方ともに社会保険料の負担が軽減されます。(本人負担分の保険料相当額を上限とする。)

(3)は、被用者保険適用時に設けた一時的な手当を恒常的なものとする場合、当該手当も含む。労働時間の延長との組み合わせによる増額も可。

1・2年目は取組から6カ月ごとに支給申請(1回あたり10万円支給)。3年目は6カ月後に支給申請。

② 労働時間延長メニュー(労働時間の延長と賃金の増加を組み合わせる取組) (現行の短時間労働者労働時間延長コースの拡充)

要件		1人当たりの助成額	
		中小企業事業主	中小企業事業主以外
所定労働時間の延長	賃金の増加	30万円	22万5千円
4時間以上	—		
3時間以上4時間未満	5%以上		
2時間以上3時間未満	10%以上		
1時間以上2時間未満	15%以上		

取組から6カ月後に支給申請。

③ 併用メニュー(①と②を併用する取組)

例えば1年目に①の取り組みによる助成を受けた後、2年目に②の取り組みによる助成を受けることができます。

詳細につきましては、各担当者までお気軽にお問い合わせください。

【門岡 佳湖】

≪参考≫ 厚生労働省HP :https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html